

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第10回）

令和4年9月15日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 では、定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会、第10回会合を開催いたします。

本日、事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

まず、事務局よりウェブ開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、構成員及び傍聴につきまして、ウェブ会議システムにて御案内しております。本日の会合につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定としておりますので、音声設定を変更なさらないようお願いいたします。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにいただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただきます。それを見て、座長から発言者を指名する方式で進めさせていただきたく思います。御発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言が終わられましたら、いずれもオフにお戻しくください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認に移ります。本日は資料として、本体資料として資料1、資料2-1、資料2-2をお配りしております。また、参考資料1を用意しております。資料1は、パブコメ、前回、御議論いただきました、現状とりまとめ（案）に対する意見募集の結果が資料1でございます。資料2-1はそれを踏まえまして、現状とりまとめ（案）について、修正を施す部分がございます、その点について反映したものでございまして、資料2-2は前回御議論いただきました現状とりまとめ（案）からの修正箇所、変更箇所でございます。資料の確認は以上でございます。

本日、江崎座長代理は御欠席と伺っております。注意事項の御案内は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行を曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、

よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。本日は、まずは意見募集結果を踏まえまして現状とりまとめの案について御議論いただき、現状とりまとめを決定したいと思います。前回合合で議論されました現状とりまとめの案につきましては、構成員の皆様方からの議論を踏まえ、7月15日から8月18日までの間、意見募集を実施したところ、事務局において意見募集の結果についてまとめていただきましたので、こちらを受けました現状とりまとめの案の修正点と併せて、御説明いただきたいと思います。ということで、事務局のほうよろしくお願ひします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。総務省消費者行政第二課の池田でございます。

それでは、資料に基づきまして、説明を申し上げます。資料1の意見募集結果について、御覧ください。こちらでその概要について説明いたします。

3ページですが、こちらは意見募集結果の概要でございます。意見提出数が28件、主な御提出者といたしましては、著作権について管理される会社、あるいは著作権管理の団体の方々からの御意見、あるいは、本検討会でも御発表いただきましたインターネット関連企業の皆様、また、個人の方、関連するNPO等からの御意見というのをいただいたところでございます。

続きまして、4ページです。以降、お寄せいただきました意見につきまして、主な部分について説明を申し上げたいと思います。

とりまとめ全般に関する御意見といたしまして、本検討会における検討の趣旨としてのエコシステム全体に関する多角的な分析検討が必要であるという点であるとか、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止、インターネットの自由な利用の確保等に留意しつつ検討することが重要という点について、指摘いただく声がありました。また、出版コンテンツ以外の映画、ドラマ、放送、アニメ、音楽、ソフトウェア等に関する著作権侵害についても検討を深めるべきといった御意見をいただきました。

続きまして、9ページでございます。大きい1章、現状についての記載に対する御指摘でございます。こちらは多数御意見いただいているところでございますが、およそ本検討会において関係団体の皆様からインプットいただきました内容を反映し、現状の認識として適切ではないかといった御意見を多数いただいたと理解してございます。

続いて、12ページ、海賊版サイトに対しての現状の取組のまとめの部分でございます。総務省の海賊版対策に関する政策メニューの進捗に関する確認の部分と、政策メニュー以外の取組に関する部分と大きく分けてございますけれども、まず、政策メニューの進捗に関する状況の部分でございます。こちら、リテラシーの向上、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進、発信者情報開示に関する取組と国際連携の推進と大きくございますけれども、いずれの部分につきましても、取組のまとめの部分へのコメントが寄せられているところです。

特に、発信者情報開示請求の部分につきましては、プロバイダ責任制限法が改正されたところがございますけれども、好意的な御意見、御賛同の御意見をいただいているところございました。また、国際連携の部分につきましても、ICANNにおける日本政府の取組について、評価するといった御意見を寄せていただきました。

続いて、14ページの2-2、意見8以下でございますけれども、政策メニュー以外の取組に関する現状と課題等についてです。主な御意見としては、15ページの意見9-1、クラウドフレア様からいただいている御意見について、紹介を差し上げたいと思います。クラウドフレア様は、かつて本検討会においても、お越しいただいて御発表いただきました。その際、用いられた資料、議事と質疑については非公開でありましたので、その点について、資料を用いて報告書に盛り込んだところがございますけれども、それに対して、補足的な情報として御意見をいただいています。

一つ一つ申し上げるのは、紙面でもって説明を代えさせていただきたいと思っておりますけれども、クラウドフレア様からいただいております内容につきまして、事実関係に関しましての御意見、補足いただいているポイントにつきましては、報告書においても、脚注に追記する形で反映させていただいているところがございます。また、クラウドフレア様からの御意見の中で、クラウドフレア様以外にクラウドフレアという会社が海賊版対策に関しての確定的な解決策ではないというところを御意見としていただいていたところがございますけれども、本検討会における御議論の前提としておりました、エコシステム全体に関わる関係者が連携して、この対策に取り組むことが必要であるという点について、補足的に返し方をお示しいただいてはいかがかということで案をお示ししているところがございます。

続きまして、18ページの下部でございます。検索サービスに関する現状と課題の部分にお移りください。御発表いただいたヤフー様から、定義に関する御質問であるとか、報告

書の内容の追記の御要望について、取り上げています。

19ページ以降は、第3章、今後の取組の方向性に関する記載でございます。全般に関する意見の部分につきましては、引き続き表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止等について配慮すること、そうした検討というのを引き続き、続けることへの期待というところをお寄せいただいております。

20ページの3-1、(1)のリテラシーの向上に関する記載でございます。こちらについても今後の取組の方向性として、ユーザーリテラシーの向上等を継続していくことに賛同の御意見をいただいております。(2)のセキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進の記載につきましても、引き続き、こうした取組を継続することの重要性というところを御指摘いただく御意見がございました。また、この機能の促進に当たっても、通信の秘密や個人情報の保護に配慮が必要ではないかといった御意見をいただいております。

23ページ、意見14-1以下のところでは、発信者情報開示に関する取組に関する今後の方向性についての御意見の部分でございます。海外事業者に対する発信者情報開示等についての手続の必要性、整備のより一層の設備の必要性についてや、海外での情報開示請求や摘発活動への公的補助制度をすべきといった御意見が寄せられたところです。

続きまして、25ページの意見15-1以下、国際連携の推進に関する御意見の部分です。こちらは大きく分けて、二国間の政府間対話、多国間の政府間対話、マルチステークホルダーでのフォーラム等での対話があるところがございますけれども、いずれも日本が政府としても積極的に関わっていくことについての御希望、御期待に関する御意見が寄せられています。また、今回の問題というのがグローバルに広がっていることから、国際ネットワークづくりが必要であるという御意見が寄せられたところがございます。また、26ページ以降の部分につきましては、ドメインを不正に利用する海賊版サイトについて、レジストラを移行してしまうこと、ドメインを変えながらサイトを運営していくことについて、その対応をしていく上でも、ICANNにおける対応というのが非常に重要である、そこに期待するといった御意見を頂いております。

28ページ以降について、全体に関する意見、政策メニュー以外の取組に関する今後の方向性に関しての全体に関わる意見の部分でございます。こちらはインターネットに関わる関係者というのが、自律、分散、協調というところについて、しっかり意識しながら、適当な対応を取っていくということに関しての御意見、御期待というところが寄せられています。

29ページの意見17-1以下、具体的な記載に関する御意見として、広告出稿抑制に関する取組への御意見といたしましては、本文中で取り上げておりました、事業者団体による自主的な、海賊版サイトへの広告出稿抑制の取組につきまして、引き続き、事業者団体等が協力しながら対応するという点について必要である、期待する御意見を寄せていただいています。

続いて、30ページの意見18-1以下におきまして、政策メニュー以外の取組に関して、CDNサービスに関する今後の取組の方向性の記載の箇所でございます。こちらでも多数御意見いただいている箇所でございますけれども、主には、特定のCDN事業者における対応というのが、海賊版サイト問題での対策に、根本的解決につながるのではないか、具体的な対応を期待するといった御意見であるとか、特定のCDN業者においては、サービスにおいて、海賊版サイトに悪用されていることが明らかになった場合に、キャッシュの削除等を行うべきだという御意見等寄せられていたところがございます。

続いて31ページ、意見18-3におきましては、クラウドフレア様から先ほど同様に、追加的、補足的な御意見を頂戴しているところがございます。こちらについても詳細の説明は、紙面をもって代えさせていただきたいと存じますけれども、ポイントといたしましては、クラウドフレア様としても、利用規約において著作権侵害等について、自社のサービスを使わせるということについては禁じていますというポイントや、クラウドフレア様のサービスというのが、サイバー攻撃の影響を低減するためにユーザは用いているというメリットの部分、あるいは、顧客の情報に関しては、クラウドフレアはプライバシーを尊重するという社是についての補足を御意見としていただいているところがございます。

その他キャッシュの削除だけでなく、ホスティング、レジストラ、CDN等も含めて、身元の確認等を行うことが必要ではないかといった御意見についても寄せられていたところがございます。

34ページ以下につきまして、特に意見18-7の部分でございますけれども、CDN事業者が、自らのサービスを介して発生した侵害行為に対して責任を果たすべきではないかといった御意見も寄せられておりましたところをピックアップしております。

35ページ、意見19-1におきましては、検索サービスに関する今後の方向性の記載でございます。こちらでも、表現の自由の保護、検閲の禁止は留意が必要といった御意見を寄せていただいています。

また、ヤフー様からは、検索サービスの持つ情報流通の基盤としての側面という点につ

いて補足をいただいております、本文でも修正をしています。

37ページ、3-2、政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性におきまして、(2) その他の論点に関する今後の取組の方向性の部分です。まず、意見20-1におきまして、正規版の流通促進の重要性について強調いただく御意見をいただいております。意見20-2について、これは個人の方からの御意見になりますけれども、本検討会の取組の方針として、サイトブロッキングを行う方針なのかという御質問等ございました。こちらについては、本検討会のとりまとめにおいて、サイトブロッキングを実施すべきとする方針を示すものでございませぬので、その点、明記した返し方としてはいかがかと案を示しています。

また、意見20-4以下の部分でございませぬけれども、こちらは関係の方からサイトブロッキングにつきましては、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるため、また、利用者から妥当性をチェックできないということや、実施をすることについての困難性などの理由から行うべきではないといった御意見を寄せていただいております。同様の御意見をいただいているところが幾つか続きまして、39ページにお移りください。意見20-8以下の部分でございませぬ。こちらの御意見以降につきましては、裁判所の判断に基づく司法的ブロッキング等や、サイトブロッキングの法制化について検討すべきではないかといった御意見をいただいております。こちらの御意見、考え方に関しましては、本文にも記載しております、政府全体の総合対策メニューにおける位置づけや、本検討会において御議論いただきました考え方についてお示しすることを補足しつつ、考え方の案を示しています。

42ページ以降も、46ページまで今申し上げたような点についての御意見というのを寄せていただいております。

47ページ以降、関連するその他の御意見を寄せていただいたところについてピックアップしています。

ざっとした説明でございませぬけれども、意見募集の結果についての説明は以上でございまして、それを踏まえたとりまとめ(案)本文の修正についても、簡単に説明申し上げます。

主な修正ポイントにつきましては、意見募集結果についての説明の部分でも触れさせていただいたところですが、クラウドフレア様やヤフー様から寄せていただいた補足的な御意見についての部分に反映を施しているところと、事務局において、形式的、あるいは記

述の正確性を向上させるための修正を施しています。主な点について、紹介差し上げたいと思います。

資料2-2の22ページ以下の部分を御覧いただければと思います。脚注の部分、クラウドフレア様からいただいておりました御意見に関しまして、補足をこちらの箇所で追記するような形で記載しています。

26ページにつきましても、構成員の先生からいただいた御意見を踏まえまして、修正を施しています。

28ページの脚注におきましては、主にヤフー様からの御指摘を踏まえた補足の修正を施しています。

35ページ、今後の取組の方向性に関する記述の部分でございますけれども、こちらも例えばクラウドフレア様からいただいておりました御指摘の箇所を踏まえた修正、追記を行っている箇所でございます。また、今後の取組を推進していくに当たっての留意事項を記述している箇所におきましても、クラウドフレア様から御指摘をいただいておりました、プライバシー、透明性、デュープロセスの確保といった点について重視すべきといった点についても、こちらへ反映、追加することとしてはいかがかというところで案をお示ししています。

また、クラウドフレア様、利用規約等において、自社において適切な対応を行うという点について、強調いただいておりました点についても、本文において反映させてはいかがかということで、案を示しています。

36ページの脚注の部分、これはヤフー様からの御指摘を踏まえての追記の部分でございます。

本文の修正といたしましては、今説明差し上げたところが、意見募集の結果を踏まえての修正の箇所でございます。

事務局からの説明は以上となります。こちらの意見募集結果に対する考え方に関して、また、それを踏まえた現状とりまとめ（案）について、先生方に御議論頂く案としてお示しをさせていただきました。よろしく願いいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました意見募集を踏まえた現状とりまとめの案、及びこれに関連して構成員の皆様方から御意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。もし御発言いただけるようであれば、チャットのほうで、お知らせいただければと思います。

まず、本日御欠席の江崎構成員からコメントをお預かりしておりますので、私のほうで、御紹介したいと思います。

基本的に賛成、賛同でございますということです。現在、海賊版サイトへのアクセス抑止方策を関係するステークホルダーで情報共有や連携が国境をまたいで、また、企業をまたいで努力されていることが分かりました。引き続き、率直な現状の共有、効果のある手法の共有をしながら、ベストプラクティスの共有と実現をさらに充実させるべきだと考えます。

手法や施策には、必ず良い面と悪い面が存在しており、それを認識しつつ、偏った取組とならないように、また、他の面で悪い面への考慮を行いながら、取組を進めるべきであると考えますというコメントでございます。

ベストプラクティスの共有と実現という点については、とりまとめ（案）についても盛り込んでいただいているかと思えます。31ページですかね。ですので、コメント内容については、反映されていると思っております。

以上が江崎構成員のコメントでありましたが、構成員の皆様方がでしょうか。では、森構成員、お願いします。

【森構成員】 パブコメに対する御意見等、報告書のとりまとめの修正をしていただきありがとうございます。いずれも適切にいただいたと思っております。私からコメントをさせていただきます。

1つ目は、今回のいただいた御意見を全部拝見して、これが顕著だったなというところを申し上げたいと思います。先ほど池田さんがおっしゃっていただいたとおりですけれども、もう少し短く私の個人的な印象を申し上げますと、意見1-2、冒頭に講談社さん、「引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意しつつ、本検討会が進められることを期待する」という御意見をいただいておりますが、同趣旨の御意見をかなりいただいたかと思っております。これは重要な御指摘でありますし、また、特に出版社サイドからこういったバランスの取れた御意見をいただいたということは重要なことだと思いますので、これはしっかり意識して検討会を進めていかなければいけないのかなと強く感じました。

それから、もう1点は、意見14-1以降です。意見14-1としておまとめいただきました、「海外事業者における発信者情報開示や摘発のための実効性のある国内手続整備」ということで、特に発信者の身元確認について様々な取組をすることが重要であるという御

指摘を多数いただいでいて、これもかなり方向性がそろっていたのではないかと思います。

それから、意見18-1としてまとめていただきました、「特定のCDN事業者における対応は、海賊版サイト問題の根本的解決につながる可能性があり、引き続き具体的な対応を望む」、これも非常にたくさん御意見をいただいたと思っています。CDN全般の問題ではなくて、特定のCDNの問題ではないかということです。

以上3点が、私が全体を拝見しておりまして、方向性がそろっている、あるいは顕著であると感じましたので、まず、その点について申し上げようと思います。

2番目は、私が今回のパブコメを踏まえて、修正されるということで基本的には賛成なんですけれども、少しこれはどうでしょうかというところがありましたので、それについて申し上げます。

13ページ以降、意見9-1、「クラウドフレアに関する記述について、事実誤認や根拠不十分な分析が行われているのではないか」ということですが、16ページをお示しいたきまして、第1の前の段落ですけれども、第1の前の段落の「クラウドフレアは」から始まっている段落の4行目からですが、「CDNサービスはウェブサイトインターネット上で提供する上での必須のサービスではございません。そのため、クラウドフレア及び他の類似のプロバイダは、自らがホスティングしていないコンテンツをインターネットから除去することはできません。現状とりまとめ案では、クラウドフレアのようなサービスプロバイダがこの問題について中心的な役割を担うべきだとされておりますが、かかる提言には重大な誤解が複数含まれております」とお書きいただいておりますけれども、オリジンサーバのコンテンツが削除されないということは、それは当たり前の話でして、そんなことはみんな分かっていますし、また、報告書の内容としても簡単なCDNサービスの説明をしていただいておりますので、そのような誤解は含まれていないと思います。

特に最後の「現状とりまとめ案では、クラウドフレアのようなサービスプロバイダがこの問題について中心的な役割を担うべきだとされておりますが」というところですが、ここで具体的に指摘しているのは、CDNから権利侵害情報が発信されている、CDNをみんなが見ているということであって、オリジンサーバを見ているという話ではありませんので、これについては、むしろこの御指摘のほうが正しくないのではないかと思います。

したがって、その指摘を受けて、追記しますと、考え方の9-1、上から7行目ですけれども、「御指摘を踏まえ、第2章第2-2節(2)①の脚注に、『一方で、CDN事業者のキャッシュサーバーから悪性コンテンツを削除しても、当該コンテンツをインター

ネット空間から除去することにならないとの指摘がある。』と追記します」ということですが、そんなことは分かっていますので、これは追記していただく必要はないと私は考えます。

それから、そのような御対応が不要で、修文が不要ではないかというところですが、クラウドフレアさんからいただいた御意見に対してコメントしようと思うんですが、意見18-3です。次のページをお示しいただいて、「第1に」というところ、「現状とりまとめ案は、CDNサービスプロバイダに対し、利用規約において著作権侵害行為を禁じる条項を含めるように提言しております。クラウドフレアは当社の顧客全てに対し、著作権法を含む全ての適用ある法律を遵守することを求めており、この点は当社の利用規約に反映されております。しかし、現状とりまとめ案はさらに」ということですが、まず、「しかし」の前の「この点は当社の利用規約に反映されております」とありまして、利用規約にそのようにお書きだと思いますけれども、その利用規約をユーザーが守っていないということを問題にしているのであって、利用規約に書いていただいているだけでは全く仕方がないと、利用規約の違反が横行しているということが、ここでの問題であるということを重ねて申し上げたいと思います。

「しかし」の後ですけれども、「しかし、現状とりまとめ案はさらに、CDNサービスプロバイダは著作権侵害の主張がなされた際に、キャッシング及びまたは当該顧客へのサービス提供を停止すべきだと示唆しております」、そうです、示唆しております。1行下に飛びまして、及びのところから、「キャッシングやサービス提供の停止がもたらす重大な影響を考慮しますと、かかる措置——これはサービス提供の停止でしょうね。かかる措置を取る前に、透明性が高く独立した法的機関が侵害の主張を審理すべきであるというのが当社の信条です」とお書きいただいています。これはどういうことかといいますと、権利侵害が明らかである場合、利用規約違反が明らかである場合であっても、なお、法的機関が侵害の主張を審理すべきであるという御意見なのだろうと思います。御意見というか、信条とありますので信条なのだろうと思います。しかしながら、権利侵害が明らかである、利用規約への違反が明らかである場合には、そのような法的機関での審理を待たずに、これを削除していただくべきであるというのが、このとりまとめの考え方であり、また、日本の法律、全法的秩序としては、そのように考えられておりますので、ぜひともそうしていただきたい。

権利侵害が明確である場合には、その権利侵害を防ぐ、法的機関に行くまで待たなければ

ばいけないということではない。これを法的機関の審理に行くまで、そういうことをしないという考え方こそが、海賊版サイトの温床となる、前提となる考え方であるということをお願いしたいと思います。これについては、特に修文の御提案はないので、この御意見に対する私の意見ということで申し上げます。

さらに、その次のページをお示しいただきますと、「第3に」というのがありまして、これは2行目から、「第3に」の2行目から申し上げます。「クラウドフレアは、当社の顧客情報におけるプライバシー保護を非常に重視しております。日本及び他国におけるプライバシー基準に基づき、当社は、当社サービスの提供に必須でない個人情報は収集せず、個人データの収集範囲を最低限に抑える方針を採用しております。当社は、日本及び各国のプライバシー法における重要な要素である、個人情報の収集範囲を必要最低限に限定するという原則に反するような政策提言は採用されるべきではないと強く訴えたいと思います」とありますので、これについて申し上げますが、まず、日本及び各国のプライバシー法における重要な要素である個人情報の収集範囲を必要最低限に限定するという原則、これについては、そのような原則があるとお考えいただくのが正しいと思います。このとりまとめが、この原則に反するような政策提言になっているのかということについては、それはなっていないということを申し上げます。権利侵害を防ぐために、必要最低限の個人情報を収集してくださいと言っているのであって、必要最低限の個人情報を収集していないということです。必要最低限原則とあえて言いますが、それに対して違反するような政策提言であるかということ、そんなことはないというように私のほうも強く訴えたいと思います。

それから、「第4に」のところですが、4行目の末尾から、「法的手続に基づくことなく個人情報を提供することはしておらず、特定の顧客に関する一般的な情報提供の要請には応じておりません」ということですが、例えば発信者情報開示請求のようなものは、これは実体的な権利として、発信者情報開示請求権として認められているのであって、ここにお書きのように、法的手続に基づかなければ対応しないというのは、これは誤った考え方です。例えば、人から期間を決めてお金を借りているときに、そういう期間が来て返してくれと言われたときに、私は法的手続によらなければ返さないと言っているのとはほぼ同じであると思います。

最後に、第4の末尾ですが、「顧客情報の提供を求める法的な要請は常に、プライバシー、透明性、及び、デュープロセスという重要な原則を遵守したものでなければな

りません」と言うておりますが、これは法的機関に行かなければ対応しなくていいということではありませんので、顧客情報の提供を求める法的な要請が、プライバシー、透明性及びデュープロセスと、重要な原則を遵守したものでなければならぬと、一般論としては正しいのですけれども、このこととクラウドフレアさんが現在対応しておられるプラクティスとは、必ずしも一致していないということを申し上げたいと思います。この点についても、特に修文はありませんので、頂いた御意見に対する私の御意見ということにさせていただきます。

以上です。

【曾我部座長】 大変詳細にどうもありがとうございました。こちらのほうは議事録にしっかり記録していただくということかと思いますが、チャットのほうでも、今の御意見に賛同しますというのがありましたので、私が御紹介して、議事録のほうに書いていただきたいと思います。

それで、修文に関しては1点ということになりましょうか。これは、現状とりまとめ(案)、資料2-1で申しますと、22ページの注の38ということになりますよね、この注の38を削除という御提案だったかと思いますが、そちらでよろしいですか。

【森構成員】 失礼しました。さようでございます。ありがとうございます。

【曾我部座長】 これは、書いてあること自体はそのとおりでけれども、文脈とはずれるので特段、追記する必要はないのではないかという御意見だったかと思いますが。確かにCDNが被害を拡大させているということを指摘しているのが本文ですけれども、それに対して、元の情報を消せるわけではないということは、あまりかみ合っていないので、あえて記載する必要があるかという、確かに疑問というのはおっしゃるとおりですけれども、どうでしょうかね。

ほかの先生方で、特に残しておくべきという御意見がなければ、御指摘どおり、注の38は削除するというのでいかがかと思いますが。もし残すべきという御意見があれば、チャットで直接、御指摘いただいても構いません。よろしいですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、注の38については、森構成員の御提案のとおり、削除とさせていただきます。

【森構成員】 もう1点お願いしてもよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 はい。

【森構成員】 修文に反映されているところがもう一つあるかと思っております、そ

れは意見18-3のほうの御意見についてなんですが、とりまとめで言いますと、第2章第2-2節、ですので、これはページ数でいきますと……。

【曾我部座長】 今の場所の近くですね。

【森構成員】 そうだと思います。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 資料2-1の22ページ前後でしょうか。

【森構成員】 はい、多分そうだと思います。追記の中身は、裁判所による公平かつ透明性の高い方法での審査が期待されるという追記をしましたというところですけども。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 森先生、恐れ入ります。事務局でございます。もし御指摘いただいている点、私どものほうからお送りしておりました、古いバージョンのものでございまして。

【森構成員】 ああ、そうですか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 本日、お示ししている案においては記載のない箇所でございます。恐れ入ります。

【森構成員】 すいません、ありがとうございました。大変失礼いたしました。古いバージョンを見ておりました。念のため、御説明だけしておきますと、先ほど申し上げましたように、クラウドフレアさんの御意見というのは、裁判所に行かないとやらないということですので、裁判所でどうかということをおっしゃっているわけじゃない。裁判所で判断するとき、裁判所はこのようにやってくれというふうにおっしゃっているわけじゃなくて、裁判所でやりたいんだと、裁判所以外でやらないんだということですので、対応していないのかなと思った次第です。

すいません、誤解しておりました、大変失礼いたしました。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の御提案は、もう対応済みということでありました。そうしましたら、続きまして、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。意見募集の結果、基本的には、森先生がおっしゃるように、方向性はみんな一致しているのかなと思いました。コメントですが、特定のCDN事業者にはばかり指摘が行ってしまうのですけれども、やはりクラウドフレアに関するものとなります。資料2-2の23ページ、注の42で、「一方で、クラウドフレアからは、意見募集手続時に補足として、著作権侵害の申立てに対して、ホスティングサービスプロバイダの身元情報を回答するとともに、当該ホスティングサービスプロバイダに対して通知しているとの指摘があった」と追記していただいた部分ですが、その直前のJPNICのA

ドレスを返してくるということに対してそれを変更したという内容というものでもないように見受けられます。意見のほうでは、17ページで、「提供しております」の後に、「クラウドフレアは、当該ウェブサイト当社がサービスを提供しておらず、当該サイトについて当社が管理権を有しない場合には、公開されたデータベースに基づき、正確な情報を提供しております」とありますので、この部分に対応するものだと思います。この意見のご趣旨がよく分からないのですが、というのは、クラウドフレアがサービスを提供していないものについては、別に何も情報を提供していただく必要ないというか、うちはサービスを提供していませんと回答してもらえればいいだけの話だと思いますので。ただ、いずれにしてもJPNICのアドレスを返してくる、つまり、ホスティングサービスプロバイダに元のホスティングサービスプロバイダに訴求できるための正確な情報を返していないという運用がされていることは事実です。この点について、書きぶりの問題ではあるのですが、「一方で」というと、違う事実があるみたいにも読めるので、「この点～との主張である」など、ニュアンスを丸めてもらったほうが適切なのではないかと、改めて読み直して思いましたので、その点のみ、指摘させていただこうかなと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確かに注の42の前半と後半を見ると、前半でこういう指摘があるのに対して、クラウドフレアはちゃんと実は対応していますというように見えなくもないけれども、前段と後段、併せ読むと少しニュアンスが違うのではないかとというのが、上沼先生の御指摘とと思いますけれども、確かに一読すると、前段と後段の関係が、話がかみ合っているのか、かみ合っていないのかも含めてよく分からないというのはありますね。

これは、どうしますかね。上沼先生、何かもう少し具体的な修正案はありますか。

【上沼構成員】 なので、「一方で」のところを、「この点～と主張している」とか、「指摘があった」を「主張している」となれば、そうおっしゃっているのねという雰囲気になるので、それでいいかなという感じがします。

【曾我部座長】 そうすると、まず、「一方で」というのを変える。

【上沼構成員】 そうですね。「一方で」を「この点」ぐらいに。

【曾我部座長】 「この点」、そうですね。「一方で」というのを「この点」とすると。それから最後、「指摘があった」というのを「主張している」とすると。

【上沼構成員】 はい。

【曾我部座長】 なるほど。今の御提案について、ほかの構成員の方々、御意見があればいただければと思いますが、よろしいですか。修文に賛成ですというのがありますね。

そうしましたら、この点についても御提案のとおり修正させていただければと思います。ありがとうございます。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。御議論に挟んで恐縮ですが、今、上沼先生から御提案いただいたような修文といたしますか、主張があったというような書き方にすることにつきまして、類似の表現を使っている箇所が、同じページで示している箇所についても、例えば脚注の39や40についてもございまして、もしよろしければ、この点の記述についても御議論いただければと思います。

【曾我部座長】 なるほど、確かにそうですね。

【上沼構成員】 そうですね。

【曾我部座長】 基本的には、指摘があったというのを書くのがデフォルトなわけですが、

【上沼構成員】 気になっているのは、この点についての意見募集手続き時に来たものなので、確認ができていない点です。ほかの部分でも実は少し思っていました。上の6ドメインになっているというのも含めて、確認できていないというのは思っていましたので、その他の部分も本当は、「主張されている」の方が適切なのでは、とは思ったのですが、少なくとも自分が知っている部分に関してはコメントしようかな、と思って、指摘しました。

【曾我部座長】 なるほど。そうですね。指摘があった。

【上沼構成員】 田村先生から御意見あるようなので、こちらはニュアンスの問題なので、後でも大丈夫です。

【曾我部座長】 分かりました。ではこれは先送りにし、田村構成員、お願いします。

【田村構成員】 そのニュアンスの問題ですけど、「指摘があった」という書き方だと、クラウドフレアさんがこうしていると、御自身がこういう事実だと言っているということを確認したような感じがしますが、実際には、主張されているという事実はもちろん事実なので、「あったと主張されている」という、指摘じゃなくて「との主張があった」であれば、パブコメに対して御意見があったというのを、そのまま書いたような感じになるのではないかと私も思いました。

【曾我部座長】 要するに、全部「主張があった」というような言い方のほうが、実態

に即しているということですか。

【田村構成員】　そうですね。とりわけさっきのところ、「一方で」を「この点」と直したところは、そもそもその主張自体が反論になっていないので、「一方で」という書き方をすべきじゃないというのはよく分かったので、それはもう御提案のとおりで、ほかのところは、「一方で」のところを直すかどうかは、先ほどみたいに全くかみ合っていないからに依存すると思いますが、ひとまず、もしそういう事実があったならば、かみ合った反論であるという場合には、「一方で」は直さずに、ただ、指摘があったところは「主張があった」という感じではないかと思った次第です。

【曾我部座長】　そうですね。指摘があったというと、割と確からしい印象を与えるのですが、そういうふうに言っているというだけですよね。ですので、一方で、クラウドフレアはこうしているとか、ですね。

【田村構成員】　「あったと主張している」ですかね、末尾は。その辺のニュアンスは任せますが、「あったと主張している」、「あったとの主張があった」でもいいと思いますけども、そこら辺は座長にお任せできます。

【曾我部座長】　そうですね。クラウドフレアだけ主張…ほかも、必ずしもバックデータを出されているわけでは……。

【田村構成員】　バックデータがないところに関しては、公平を期して、全員同じにしたほうがいいと思います。

【曾我部座長】　そこを、「とのことであった」という言い方もしていて、注の39の前段では「とのことであった」という言い方もしているので、こういうような言い方も含めて、あまりここは精細を欠かないような形で対応したいと思いますので、今の御指摘を踏まえて、具体的な修文については、私と事務局のほうで御相談をさせていただいて、対応するというにさせていただければと思います。

主張のほうがいいという御意見も多いのですが、その辺りも踏まえまして、この点について、申し訳ありませんけど、お任せいただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。私から一言、申し上げさせていただくと、パブコメに関しての前半、パブコメの4ページ以下の意見1-3で、かなり多数の声として、漫画の海賊版以外にも検討を及ぼすべきではないかという御意見がありまして、これについては、今回は漫画の海賊版サイトに特化した検討でしたけれども、今後の課題としては、確かにおっしゃるとおりかと思しますので、この場かどうかはともかく、重要な御指摘だなと思い

ましたので、やはりこの場かもしれないですが、検討を進めていただければと私個人も思いました。

そのほか、よろしいでしょうか。特に、これ以上、御発言がなければ、意見交換は以上とさせていただきます。パブコメに関する本検討会の考え方及び現状とりまとめにつきましては、本日の御議論を踏まえて、先ほど森先生の御指摘などについては、そのように修正をし、それから上沼先生の御指摘については、これから修正をさせていただくということで、その上で後日公表することにしたいと思えます。

その他、細部について修正点があるかもしれませんが、それについては、座長の私に一任させていただければと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、細部の修正については、もしありましたら、一任とさせていただきます。ありがとうございました。

今後につきましては、現状とりまとめを踏まえまして、検討を進めていきたいと思えます。

そうしましたら、本日は木村部長から御挨拶いただけるということですので、木村部長よろしくお願いいたします。

【木村電気通信事業部長】 電気通信事業部長の木村でございます。曾我部座長をはじめとする構成員の先生方、また、オブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本検討会の構成員の皆様方には大変お忙しい中、毎回、幅広い関係者からの御意見について御議論いただき、今回、一部修正の上で報告書を取りまとめていただくということで、改めて感謝申し上げたいと思えます。多くの関係者、あるいは個人の方も含めて、様々な御意見を多くお寄せいただいていることから、本件に関する関心の高さというのが伺えるかと思っております。

総務省としましては、本とりまとめを十分に踏まえまして、表現の自由や通信の秘密、あるいは検閲の禁止といった規定にも十分留意しながら、一層、実効的な海賊版対策、これを産官学民一体で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、今後、関係各所におけます海賊版サイト対策の取組の進捗状況については、定期的にフォローアップを行うとありますけれども、それに当たりましては、構成員の先生方に引き続き、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

だければと思います。本日は誠にありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

そうしましたら、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。

事務局から御案内いたします。先ほど座長より御説明いただきましたとおり、現状とりまとめにつきましては、修文につきまして、曾我部座長と相談の上、速やかに準備いたします。その上で、事務局にて公表の手續を実施いたします。

次回会合等につきましては、別途事務局から御案内させていただければと思います。

事務局からの案内は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第10回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様方、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。これにて終了いたします。ありがとうございました。